

日蓮宗寺院と財団法人（財政）について

（日蓮宗現代宗教研究所嘱託）

野村環右

① 財団法人と宗教法人

財団法人 一定の目的のために結合された財産の集合。

これを運営するために作られる法人。

現行法では公益を目的とする公益法人

宗教法人 一九五一年（昭和二十六年）制定の宗教法人法で法人と認められた宗教団体。公益法人のひとつ。

② 財団法人の具体例

日本財団（日本船舶振興会） 稲盛財団 ノーベル財団 ヤマハ音楽振興会 日本生命財団 サントリー文化財団 尾瀬保護財団 立正育英会 等

③ 宗教法人による財団法人

京都市において、古都税闘争は昭和五十七年八月より昭和六十年八月まで三カ年続き、古都税保存協力税と名称が変わり、拝観料を徴収する寺社が対象となった。

この京都市と寺社との闘争の中で生まれたのが、財団法人の設立であった。おそらく国内で初めてのケースとなるであろうと思われたが、この話は頓挫した。

④ なぜ、京都仏教会財団法人化は頓挫したか

宗教法人の集まりである仏教会の財団法人化は、法人役員の人事に一般人の介入が宗教法人より容易になる。信仰というものでの法人の運営よりも、公益法人化による財団が利権の温床になることが予想されるのである。安易な財団法人化は、両刃の剣であることが示されたようである。

⑤ まとめ

日蓮宗寺院では……

京都市仏教会のような富裕な寺院ではなく、宗門内で悩みをかかえる過疎寺院の数ヶ寺をグループ化して、財団化という動きが今後でるかもしれない。

しかし、一つ間違えると利権屋の巣窟となり、過疎寺院の経営安定から遠く離れたものになり、宗教法人自体を根底から喪失しかねない。

宗門寺院内で財団化は、日蓮宗宗務院、宗教総長が包括団体の長として調査研究班をつくり、精査し、検討しなければ、今後法の網をくぐって宗教法人を食い物にする輩が出てくるとも限らない。